

## 別紙

### 部活動の実施における遵守事項（令和4年3月19日から4月4日まで）

#### 遵守事項

- 学校関係者に陽性者や濃厚接触者等が確認され、感染の拡大が危惧される場合は、直ちに活動を中止するとともに、再開については学校医等に相談した上で慎重に判断すること。
- 顧問等の立ち会いの下、活動を行うこと。
- 活動日数及び時間は、※「運動部活動運営・指導の手引」の内容を遵守し、午前又は午後のみ活動とすること。
- 練習会場の広さに対する部員数から、密を回避できないと判断される場合は、学年ごとや男女別に分けるなど、活動形態・方法を工夫すること。  
特に、屋内で活動する場合は、各種目の特性に応じて、近距離で大声を出す活動などの感染リスクの高い活動は、可能な限り避けること。
- 練習前後の更衣やミーティングを行う場合は、三密を避けること。
- 練習前に、検温及び聞き取り等による健康観察を徹底し、少しでも体調に異変がある場合は、練習に参加させないこと。
- 練習後は校内外を問わず、集団で飲食をしないよう、指導を徹底すること。

#### ※「運動部活動運営・指導の手引」に示している活動日数及び時間

##### 1 中学校

- (1) 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。
- (2) 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

##### 2 高等学校

- (1) 学期中は、平日週当たり1日以上、土曜日及び日曜日は月2日以上の休養日を設ける。
- (2) 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間30分程度、学校の休業日は3時間30分程度とする。

詳細については、手引P3を確認すること。

また、文化部活動についても同様の対応とすること。その際、「文化部活動運営・指導の手引」を確認すること。